

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

令和五年七月二十八日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和四年十一月十五日奈良県指令高土第三四―一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年七月十四日高土第一〇三九号

公共施設に関する工事の検査済証 令和五年七月十四日高土第四四三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

北葛城郡広陵町大字足相三二番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市生野区巽南三丁目七番八号

協栄ホーム株式会社 代表取締役 島田和弘

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 北葛城郡広陵町大字足相三二番一の一部

下水道 北葛城郡広陵町大字足相三二番一の一部